

「坂出市週休2日モデル工事」の試行導入について

建設業において、就業者の高齢化と担い手不足が懸念されている現在、若手技術者等の確保・育成が重要な課題であり、建設現場における「週休2日」の確保等、働き方改革の促進が求められています。

このことから、建設現場における現場閉所による週休2日の確保に向けた課題を把握するため、令和6年度より「坂出市週休2日モデル工事」を試行導入します。

記

1. 適用時期

令和6年4月1日以降に発注する建設工事から適用します。

2. 対象工事

設計金額が130万円以上の建設工事のうち、発注者が指定した工事を対象とします。

※ただし、応急対応工事等の緊急対応が必要な工事や現場施工が1週間程度の短期間の工事、または工事の施工条件・施工期間等で制約があるなど、週休2日の実施が困難な工事は除きます。

3. 週休2日モデル工事の概要

- ・週休2日モデル工事に指定された工事では、受注者は、対象期間において、4週のうち8日以上を休工としてください。ただし、災害時の緊急対応および品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業を行う場合は、この限りではありません。
- ・発注者は、当初設計で、月単位の週休2日の経費補正（月単位の週休2日+通期の週休2日）を行います。
- ・受注者は、現場着手日までに月単位の週休2日か完全週休2日（原則、土日を休工）のどちらかを選択し、週休2日確認書を作成した上で、工事監督員に提出し、協議してください。
- ・現場閉所の達成状況を確認後、月単位での4週8休が達成できていなければ、通期の週休2日の補正係数に変更し、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を取り消す変更を行います。
- ・工事成績対象工事については、週休2日の実施状況に応じて、工事成績で評価します。

4. 解説

○月単位の週休2日

・月単位の週休2日

月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上を休工とするものです。

・4週8休

月単位における4週8休とは、対象期間の全ての月毎の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態のことです。

ただし、暦上での土曜日・日曜日の休工では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上を休工としていれば、4週8休を達成しているものとみなします。

○通期の週休2日

・通期の週休2日

通期の週休2日とは、対象期間全体において、4週8休以上を休工とするものです。

・4週8休

通期の4週8休とは、対象期間全体の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態のことです。

※現場閉所率…対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所率＝対象期間の現場閉所日数÷対象期間の日数）

○対象期間

対象期間とは、現場着手日から竣工日までの期間のことです。ただし、年末年始休暇6日間および夏季休暇3日間は除きます。

○休工の定義

休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことをいいます。

5. 特例措置

当初設計にて、やむを得ず経費補正を行えなかったモデル工事については、現場閉所の実績に応じて、経費の増額補正を行い、変更契約を行います。